

支援内容 市と契約した事業者から訪問支援員が自宅を訪問し、家事や育児の支援を行う事業です。

- 家事援助…調理、洗濯、掃除、買い物など
- 育児援助…授乳介助、おむつ交換介助、沐浴介助、保育所などの送迎、宿題の見守りなど

※育児に関する支援はお手伝いが中心となり、原則利用者と子どもが一緒にいる場所で行います。利用は早くても面談日から約1週間後の開始になります。

対象 泉佐野市に住民票があり、妊産婦および18歳未満の子どものを養育する家庭で、日中困ったときに家族などから家事や育児の支援が受けられない人（世帯）であり、本市が本事業の利用について必要と認めた世帯

利用時間・料金 ●月～金曜日…午前7時30分～午後9時・1時間あたり800円

●土・日曜日、祝日…午前7時30分～午後9時・1時間あたり900円

※利用できる時間は年度内で最大40時間です。1日につき2時間以内の利用とし、1時間を単位とします。また、1週間で3日以内の利用とします。料金は利用ごとに支援員に支払ってください。ただし、生活保護世帯・市民税非課税世帯などの人は、料金が免除されます。（その他、免除される場合がありますので、相談してください。）利用者の都合でキャンセルする場合は、前日午後5時までに支援員に連絡してください。それ以降にキャンセルすると料金が発生します。

申請から利用まで

希望する人は、事前に申請が必要となりますので、窓口または申請フォーム（<https://logoform.jp/form/9XuD/612956>）で申請をしてください。利用にあたり、こども家庭課の職員が面談を行います。申請書に基づき審査を行い、対象となる場合には、こども家庭課から利用決定通知書を送付するので、その後の利用開始となります。



申請フォーム

必要書類

- 母子健康手帳（妊娠中の人）
- 令和6年1月1日現在住民票が泉佐野市外の場合は、前住所地での課税証明など

泉佐野市子育て世帯訪問支援事業の訪問支援員の募集について

子育て世帯訪問支援事業は、泉佐野市に住民票があり、妊産婦および18歳未満の子どものを養育する家庭で、日中困ったときに家族などから家事や育児の支援が受けられない世帯に、家事や育児の支援を行う事業です。

子育て世帯訪問支援事業の活動にみなさんの力を貸してください。

「訪問支援員」になるには、次のすべての科目を受講していただきます。

開催日	時間	講座内容	会場
9月25日(木)	午前10時～11時30分	事業の理念および意義・目的	エブノ泉の森ホール 会議室（中）
	午後0時20分～1時20分	子どもの虐待とその予防について	
	午後1時30分～3時	傾聴とコミュニケーション技術	
9月26日(金)	午前10時～11時30分	個人情報保護と守秘義務について	
	午後0時20分～1時20分	地域の子育て支援の情報	
	午後1時30分～3時	事例検討	

※受講無料。別途、普通救急救命講座を受講してください。各科目の時間、講座内容については変更になる場合があります。

ちぬうみ丼スタンプラリー

市内や泉州エリアなどの地元食材を使用したご当地丼を食べ歩く、スタンプラリーを開催中です。今回は市内に加えて、和歌山市内の2店舗も参加。期間中に参加店舗のうち11店舗を制覇した人には、「ハーフ賞」として、さのぼ10,000ポイントを、22店舗全店を制覇した人には、「コンプリート賞」として、さらに10,000ポイントをプレゼントします（1人1回限り。ハーフ賞を獲得せずに、全店制覇した人には20,000ポイントを進呈）

※総額50万円のポイント予算が上限に達した場合、期間終了日より前に早期で終了します。

期間 10月31日(木)まで

対象 市内および和歌山市内の飲食店22店舗が提供する「ちぬうみ丼」

問合先 （一社）泉佐野シティプロモーション推進協議会（☎461-0005）

※詳しくはホームページ（<https://icp-japan.or.jp/>）をご覧ください。

